

骨髄移植等、特別な理由による 任意予防接種費用を助成します

笠間市では、骨髄移植やその他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用の助成を、平成30年10月1日から開始します。
この取り組みは、県内自治体で2番目です。

◆事業の背景

白血病等の治療として骨髄移植を行った場合、移植前に得られた免疫機能が低下、もしくは消失、感染症に罹患する頻度が高くなるため、移植後の予防接種により感染症の発症予防や症状の軽減が期待できる場合には、予防接種の実施が推奨されています(造血幹細胞移植学会ガイドラインより)。

しかし、現行の予防接種法では各ワクチンの接種回数が規定されており、すでに済んでいる予防接種を再度接種しようとする、任意接種扱いで、全額自己負担となることから、保護者の経済的負担が大きい状況です。

◆対象者

- (1) 骨髄移植手術等、病気やその治療により接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 再度予防接種を受ける日に、笠間市に住所があること。
- (3) 接種済みの定期予防接種の回数、間隔が規定どおりに実施していること。
※このほか助成対象となるには、いくつかの要件があります。

◆助成金額

予防接種にかかった費用。ただし笠間市予防接種委託料を上限とします。

※すべての予防接種を任意接種とした場合、約30万円かかるといわれています。

この件に関するお問い合わせ
笠間市役所 健康増進課 担当:富田

電話番号:0296-77-9145 ファックス番号:0296-77-9146 E-mail:kenko@city.kasama.lg.jp